

## 日本手術看護学会「手術看護実践指導看護師」認定制度規則

### (前文)

手術看護分野で看護師がチームの一員として活動するためには、手術室独自の知識や技術の修得が必要である。その指標として日本手術看護学会（以下本学会）では手術看護師の「臨床実践能力の習熟度段階（クリニカルラダー）」（以下クリニカルラダー）を示し、実践力向上の一助として活用を進めている。手術看護師の実践力を公的に示すものとしては日本看護協会の認定看護師制度があるが、採用枠は限られており、広がりは緩かである。

そこで日本手術看護学会の示すクリニカルラダーをもとに手術看護師の知識や技術を認定することにより、全国に通用する実践力を示すことができると同時に、これをもって学会としての手術看護の質を保証することができると考え、本学会では「手術看護実践指導看護師」認定制度を設置することとした。本制度に関わる規則を以下のように定める。

### (総則)

第1条 日本手術看護学会「手術看護実践指導看護師」認定制度は、本学会が示しているクリニカルラダーを用いて実践力をもつ看護師を認定することにより、手術看護の質の保証と実践力向上を図ることを目的とする。

第2条 本学会は前条の目的を達成するためにこの規則を定め、本制度の事業を行う。

2. 事務局は日本手術看護学会に置く。

第3条 手術看護実践指導看護師とは本学会が示したクリニカルラダーレベルⅢの看護師であり、手術看護に対して中堅者以上の実践力を有する看護師として認められた者をいい、周術期において安全な手術を実践するために手術看護チームの指導的役割を担う。

### (認定審査委員会)

第4条 手術看護実践指導看護師の認定審査は、認定審査委員会を設けて行う。

第5条 認定審査委員会は本学会理事長が理事から若干名を選出し、本学会理事会で承認された委員で構成する。

2. 認定審査委員会の委員長は理事長が指名する
3. 認定審査委員の任期は2年とし、再任を妨げない
4. 認定審査委員会は委員の3分の2の出席をもって成立する
5. 委員長は議事録を作成し保管する
6. 審査結果を理事会で報告しなければならない

(認定審査申請)

第6条 手術看護実践指導看護師の認定審査を希望する者(以下申請者)は、「認定審査申請書」  
(様式 1 号)に必要書類を添えて、定められた期日までに認定審査の申請を行う。

第7条 申請者は、次の各項に定める資格をすべて満たすものであること

- (1) 看護師免許を有する
- (2) 学会正会員で通算 3 年以上、ただし、直近 10 年以内とする。
- (3) 手術室経験が通算 5 年以上 (在職証明書、様式 2 号)
- (4) 受験資格ポイントを 50 点以上取得 (様式 3 号)
- (5) 手術看護実践事例1例の提出 (様式 4 号)
- (6) クリニカルラダーレベルIII証明書の提出 (様式 5 号)
- (7) 申請料納付証明書の提出 (様式 6 号)

(認定審査)

第8条 提出された書類を認定審査委員会にて審査し、手術看護実践指導看護師の認定を行う。  
2. 判定結果は様式 7 号にて申請者に連絡する。  
3. 合格者には登録手続きを行った後、手術看護実践指導看護師認定証(様式 8 号)が交付される  
4. 委員長は認定審査結果を様式 9 号により理事会に報告する。  
5. 本学会は本人の了解を得て(様式 7-3 号)、HPに登録した氏名を公表する  
6. 氏名の公表を撤回する場合は、(様式7-4号)を事務局に提出する  
7. 認定された手術看護実践指導看護師の認定証の有効期間は5年間とする。ただし、本制度第 11 条・第 12 条の規定に沿ってその資格を失ったときは、有効期間は資格を失効した日に終わる。

(日本看護協会手術看護認定看護師の認定)

第9条 日本看護協会手術看護認定看護師については、申請があれば登録手続き(様式 14 号)により手術実践指導看護師資格を付与する。  
2. 本人の了解を得て(様式 7-3 号)、HP にて公表する。  
3. 有効期間は5 年間とし日本看護協会手術看護認定看護師の資格が失効した日に終わる。

(更新)

第10条 本学会は手術看護実践指導看護師の資格更新を行う。

2. 手術看護実践指導看護師は認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。  
ただし、特別の理由があった場合、届け出によりこれを猶予することができる(様式 10 号)
3. 手術看護実践指導看護師資格更新を希望する者(以下更新申請者)は、「更新審査申請書」(様式 11 号)に必要種類を添えて、定められた期日までに更新審査の申請を行う。

(資格更新の審査申請)

第11条 手術看護実践指導看護師の更新申請者は、次の各項に定める資格をすべて満足するものであること

- (1) 看護師免許を有する
- (2) 継続して学会の正会員である
- (3) 資格取得後 3 年以上周術期看護に従事している (在職証明書、様式 2 号)
- (4) 過去 5 年間の実績としてポイントを 50 点以上取得している (様式 3 号)
- (5) 術前・術中・術後のいずれかにおける看護実践事例 1 例の提出 (様式 4 号)
- (6) 更新料納付済み証明書の提出 (様式 6 号)

(資格更新の猶予について)

第12条 病気その他やむを得ない理由により更新審査を受験できない者は、1 年ごとに 2 年を期限として延長を申請することができる。

(日本看護協会手術看護認定看護師の資格更新の審査申請)

第13条 日本看護協会手術看護認定看護師の更新申請者については、初回登録手続きと同様 (様式 14 号) により手術看護実践指導看護師資格を更新する。

(資格の失効)

第14条 手術看護実践指導看護師は次の各項の理由により、認定審査委員会の議を経て、手術看護実践指導看護師の資格を喪失する。

- (1) 看護師の免許を喪失あるいは返上したとき、あるいは取り消されたとき
- (2) 手術看護実践指導看護師の資格を辞退したとき (様式 12 号)
- (3) 手術看護実践指導看護師の認定を更新しなかったとき、または更新審査において不認定であったとき
- (4) 日本看護協会手術看護認定看護師の資格を失効したとき
- (5) 日本手術看護学会員の資格を失効したとき

第15条 手術看護実践指導看護師としてふさわしくない行為があったと認められたとき、理事会の審議を経て、理事長が認定を取り消すことがある。

(資格の再認定)

第16条 手術看護実践指導看護師の資格を失効後、再び認定を受ける場合には認定審査申請に関する規則を準用する

(規則の改定)

第17条 本規則の改定は、認定審査委員会及び理事会の議決を経て、変更することができる。

(附則)

2013年2月2日施行	2013年10月17日改正	2016年8月6日改正
2017年2月4日改正	2018年6月2日改正	2018年8月4日改正
2020年6月6日改正	2020年10月3日改正	2021年8月7日改正
2025年12月4日改正		